

安全管理審査のオンライン化に向けた 対応について

令和3年1月22日

産業保安グループ 電力安全課

1. 安全管理審査のオンライン化への対応について（関係省令等の改正）

- 電気事業法に基づく安全管理審査のオンライン化を進めるため、安全管理審査に関する電気事業法施行規則（省令）や使用前・定期安全管理審査実施要領（内規）等について改正を予定。
- 本日の電気保安制度WGにおける御議論を踏まえ、速やかにパブリックコメントに入り、2021年度からの施行を予定。

（改正のポイント）

<電気事業法施行規則>

- ・第110条第2号において規定されている安全管理審査の方法について、オンラインによる安全管理審査が可能である旨を追記。

<使用前・定期安全管理審査実施要領（内規）>

- ・上記施行規則の改正に準じたオンラインによる安全管理審査にかかる実施方法、登録安全管理審査機関がオンラインで実施した審査にかかる年度毎の実績報告等を記載。
- ・オンライン安全管理審査実施のための技術的要件について、「使用前・定期安全管理審査を目的としたオンライン審査実施ガイドライン」を制定。（⇒次ページ参照）

電気事業法関係手数料規則についても、改正検討中。

2-1.オンライン安全管理審査実施ガイドライン（概要）

- オンラインによる安全管理審査に当たって留意すべき事項や受審される事業者を求める技術的要件を「使用前・定期安全管理審査を目的としたオンライン審査実施ガイドライン」として策定（使用前・定期安全管理審査における実施要領（内規）に追記）。
- 本ガイドラインは、マネジメントシステム、製品、サービス及び要員など各分野で認定活動を行う機関等からなる国際組織である**IAF**(International Accreditation Forum, Inc. **国際認定フォーラム**)が作成した、「IAF MD 4:2018 認証審査/認定審査を目的とした情報通信技術 (ICT) の利用に関する**IAF基準文書**」※を引用。**当該文書はISO認証審査などで用いられている。**
- 本ガイドラインでは、オンラインによる安全管理審査を実施するための**ICT機器等の技術的要件、情報セキュリティの確保や機密保持等に係る合意**等を規定。

※提供：公益財団法人日本適合性認定協会

(ガイドラインの主な内容)

- ・オンライン安全管理審査を実施する**国及び登録安全管理審査機関は、審査の実施に必要な通信環境やICT機器等の仕様を明確化**すること。
- ・審査機関と受審される事業者との間で、**技術的仕様について事前に確認**するとともに、**情報セキュリティの確保・機密保持について事前に合意**すること（安全管理審査の**実施合意書**などで**明記**することが望ましい）。
- ・審査を実施するに当たっての**留意事項やトラブル発生時の対応方針**について、審査機関と受審される事業者との間で**確認書**などで**明確化**すること。
- ・オンライン安全管理審査の実施日までに、審査機関と受審される事業者との間で、**通信テスト**を**実施**しておくこと。

2-2.オンライン審査の実施手順

- ①登録安全管理審査機関は、自社のHP等においてオンラインによる安全管理審査の実施に必要な技術的要件を明示する。安管審機関と受審される事業者との間で、情報セキュリティの確保や機密保持等に関する実施合意書などで明確化することが望ましい。（双方の通信環境やICT機器の仕様等を明記し、確認を行う。）

通信環境：フリーWi-Fi以外の審査の実施に十分な速度が確保可能かつ機密性が保たれるインターネット回線
要求仕様：使用可能な会議システム、使用OSの種類、使用可能ブラウザの種類、左記が円滑に動作するPC又はタブレット等、ディスプレイの解像度、カメラ画素数など

（参考：国によるオンライン安全管理審査における要求事項案）

通信環境：同上

要求仕様：(OS)Windows又はMacOSが動作するパーソナルコンピューター又はタブレット類
(使用可能会議システム等)Microsoft skype,Microsoft Teams,Webex Meetings
(その他必要機材等) ディスプレイ解像度:1366×768ドット以上、書画カメラ又はWebカメラ画素数:720万画素以上



- ②オンライン安全管理審査を実施するに当たっての留意事項やトラブル発生時の対応方針について、審査機関と受審する事業者との間で確認書などで明確化すること。

- ・通信環境の状況により途絶が頻繁に発生する場合、想定スケジュールどおりに進捗しない
←追加での審査日程を設定し、実施すること
- ・細かい文字で記載された紙の文書がカメラで認識不能だった場合
←対面審査によって補足すること 等



- ③オンライン審査実施（審査実施日までに必ず通信テストを実施する）

3. 安全管理審査にかかる今後の検討課題について

- 電力自由化やFIT制度の導入により、電気事業への**新規参入者等が増加・多様化**。一方、新規参入者の中には、**保安に関する十分な知見・経験等を有していない設置者や安全管理審査において継続的に優良と評価される事業者も存在**。（前回WGより再掲）
- したがって、事業者（設置者）の**保安力に応じ、安全管理審査の対象や内容等にメリハリをつけることも一案ではないか**。あわせて、更なる**安全管理審査の重点化**の観点から、**国と登録機関との役割分担についても整理が必要**ではないか。（〃）
- 引き続き、検討を深めていく。

安全管理審査に係る制度見直し

①受審期間の延長

（例）保安力を有する設置者に対するインセンティブ期間の延長

②受審対象（設備・事業）の見直し

（例）対象設備の重点化

国と登録機関との役割分担の見直し

（現在、国が水力、送配電、需要設備等を、登録機関が火力、風力等を審査）

③審査項目の重点化

（例）工事計画届出書類の簡略化と併せ、審査対象書類を簡略化

④審査手法の簡略化

（例）品質管理マニュアルの大きい改訂がない場合、受審ごとの共通部分の審査を簡略化